

令和7年1月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大津市長

市町村名 (市町村コード)	大津市 (201)	
地域名 (地域内農業集落名)	北船路地区 (北船路)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農地を引き続き管理する者が年々減少し、後継者が居る家庭も少なく、今後農事組合法人北船路福谷の郷が、引き受ける農地面積が増えていく傾向にあり、その組合自体の維持管理運営に負担が多くなり問題が発生することが懸念され、それへの取組が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農地を引き続き管理出来る者は管理をする。
農事組合法人北船路福谷の郷に於いては、スマート農業の導入、施設整備増強、担い手への育成、婦人部創設とそれに伴う6次産業化に向けた取り組みにより、地域全体で利用する仕組みへの整備を進める。
・作物の生産に於いては環境に配慮した米の生産、また酒米の生産を維持向上させ、新たにコンニャク芋の栽培生産に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域の農用地区域を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農事組合法人北船路福谷の郷並びに担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
所有者の貸付意向には、現地農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、移行時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農道のコンクリート舗装化の基盤整備を計画する。 ・用水路漏水修繕工事を計画する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
ドローン等による作業の効率化が期待できる地上防除作業は、JAへの委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害防止柵の支柱点検及び防腐剤塗布作業を定期的に行う。
- ② ヘアリーベッチ等による環境保全型農業に取り組む。
- ③ ラジコン草刈機等による作業の効率化を進める。
- ⑧ 6次産業化に向けた取り組みで、共同作業場並びに農業用倉庫の設置を進める。